

奈良県告示第二百六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、次のとおり医療機関の指定をした。

令和五年九月一日

奈良県知事 山下 真

| 医療機関の名称 | 医療機関の所在地 | 指定年月日 |
|-------------------------|-------------------------------|--------------|
| 小野クリニック | 大和郡山市九条平野町三番二五 一 | 令和五年七月一 日 |
| ひだまり薬局本庄店 | 大和郡山市本庄町二九七 一六 | 令和五年七月一 日 |
| ひだまり薬局香芝店 | 香芝市磯壁三 一九二 一〇 | 令和五年七月一 日 |
| ひだまり薬局榛原店 | 宇陀市榛原あかね台二 一 二二 一五 | 令和五年七月一 日 |
| ひだまり薬局大宇陀店 | 宇陀市大宇陀拾生一八五 七 一 | 令和五年七月一 日 |
| ひだまり薬局榛原福地店 | 宇陀市榛原福地三七 六 | 令和五年七月一 日 |
| 大和八木駅前メンタルクリ ニ ック | 橿原市内膳町五丁目二番四〇号 F A C Eビル三階 | 令和五年八月一 日 |